

地区計画区域内における 新築や増改築等の際の手続き

地区計画区域内において建築物を新築・増改築・移転・修繕したり切土・盛土等を行う場合、川西町長に届出をする必要があります。

I 届出の対象

次の行為を行う場合は届出をしてください。

- ☐ 土地の区画形質の変更
(切土・盛土・道路・宅地の造成など)
- ☐ 建築物、工作物の建設、建築物の用途変更
(新築・増改築・移転・修繕など)
- ☐ 建築物・工作物の形態・意匠の変更

II 届出の時期・届出先

- ☐ 時 期 届出に係る行為に着手する日の30日前まで
※建築確認申請を要する行為の場合は、建築確認申請の前まで
※変更の届出の時期も同様
- ☐ 届出先 川西町長 宛
〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1
川西町まちづくり推進課 TEL：0745-44-2280

III 届出の内容

- ☐ 行為の種類、場所
- ☐ 着手予定日・完了予定日
- ☐ 設計又は施工の方法

IV 提出書類【正副2部】

- ☐ 届 出 書
【別記様式第十一の二】に下記に掲げる添付書類を添えたもの。
《変更の届出の場合》
【別記様式第十一の三】に下記に掲げる添付書類のうち、変更に係るものを添えたもの。
- ☐ 添付書類
届出書には次の書類を添付してください。

行為の種類	添 付 書 類
☐ 全行為共通	☐ 委任状（届出を代理人が行う場合） ☐ 位置図 ※縮尺1/2500程度
☐ 土地の区画形質の変更	☐ 区域図（公共施設配置図）※縮尺1/1000以上 ☐ 計画平面図 ※縮尺1/100以上 ☐ 計画断面図 ※縮尺1/100以上 ☐ 面積求積図
☐ 建築物の建築、工作物の建設 ☐ 建築物・工作物の用途変更	☐ 配置図 ※縮尺1/100以上 ☐ 立面図 ※縮尺1/100以上 ☐ 各階平面図 ※縮尺1/100以上 ☐ 敷地求積図 ☐ 建築物求積図
☐ 建築物・工作物の形態又は意匠の変更	☐ 配置図 ※縮尺1/100以上 ☐ 立面図 ※縮尺1/100以上

※複数図面を1枚の図面で兼ねても構いません。

【添付書類に関する留意点】

☐ 位置図

縮尺は1/2500程度とし、行為地の位置がわかるように表示してください。

☐ 区域図（公共施設配置図）

縮尺は1/1000以上とし、区域及び周辺の公共施設等の現況を表示してください。

☐ 配置図

縮尺は1/100以上とし、壁面の位置の制限が地区計画によって制限されている場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を表示してください。

道路境界線に面する敷地の部分にフェンス等を設置する場合は、その旨明記するとともに、高さを表示してください。

☐ 立面図

縮尺は1/100以上、2面以上として、平均GLからの最高高さを表示してください。
また、外壁及び屋根の色を表示又は着色してください。

※『結崎団地地区』及び『喰田池地区』については、北側斜線を表示してください。

※上記のほかに、参考となる図面を添付していただく場合があります。